

# 井戸水を利用している皆様へ（お知らせ）

笠間市市民生活部環境保全課

今般、茨城県地下水測定計画に基づき、「安居地区」にて地下水調査を実施したところ、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準 10mg/L（飲用井戸の水質基準（※）に同じ）を上回り検出（19 mg/L）されましたので、周辺地区にお住まいの皆さまにお知らせいたします。今後も同地区において継続的に地下水調査を実施してまいります。ご家庭の井戸水については設置者の責任により管理するものとなりますので、定期的な水質検査の実施をお願いいたします。

## ※飲用井戸の水質基準について

飲用井戸の水質基準は、飲用後ただちに影響が生じるものではなく、「毎日2ℓの水を生涯飲み続けても健康に影響が生じない量」として定められています（世界保健機構（WHO）の飲料水水質ガイドライン）。

## 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について

地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が高くなる一般的な原因は、  
①自然界からの影響、②農地の施肥からの影響、③家畜排せつ物からの影響、  
④生活排水、工場・事業場からの影響などが考えられます。

## <井戸水をご利用の方は水質検査を実施しましょう>

- ご家庭で井戸水を使用している方は、年に1回、水質検査を行いましょう。
- 井戸水の水質検査については、笠間市環境保全課又は茨城県水戸保健所にご相談ください。

※水質検査の詳細については裏面をご覧ください。



## <水道に加入しましょう>

井戸水については、安全性を確保するために定期的な検査が必要となります。安全性が確保されている水道への加入と飲用をおすすめします。

## お問い合わせ先

地下水調査・水質検査について → 環境保全課 (TEL:) 0296-77-1101 (代)  
水道加入について → 水道課 (TEL:) 0296-77-1101 (代)